

## 会 議 録

1 会議の名称	平成29年度 第2回石岡市空家等対策協議会
2 開催日時	平成29年7月3日（月）午後2時30分から 午後3時30分まで
3 開催場所	石岡市役所 総務・防災館 会議室1
4 出席した者の氏名	<p>(委員)</p> <p>今泉会長，三輪（清）副会長，市ノ澤委員，三輪（善）委員， 小森谷委員，佐藤委員，高野委員，山口委員，小松崎委員</p> <p>(事務局)</p> <p>齋藤部長，遠藤次長，荻沼課長，駒原課長補佐，齋藤係長， 岡野主任</p> <p>(オブザーバー)</p> <p>建築住宅指導課 酒井係長，福田主幹 都市計画課 惣野代課長補佐，青柳主幹 農政課 武川課長 政策企画課 渡辺係長</p> <p>(委託業者)</p> <p>国際航業(株) 宮野，石井</p> <p>(傍聴者)</p> <p>傍聴者1名</p>
5 議題	<p>(1) 石岡空家等対策計画（素案）について</p> <p>その他 特定空家候補の対応について</p>
6 協議の内容	議事録のとおり
7 担当課の名称	生活環境部生活環境課

## 1 開 会

## 2 挨拶

今泉会長挨拶

## 3 議 事

### 1) 石岡市空家等対策計画（素案）について

事務局：

資料1に基づき説明

委 員：

代執行を行う際、法務局にもその情報を連絡してもらえるのか。

事務局：

代執行が決まった際には、連絡したい。

委 員：

連絡をもらえれば、法務局の職権により、建物の抹消登記が可能である。そうしないと、登記上はいつまでも建物が存在することになる。

委 員：

計画内容としては良いが、この膨大な項目を市役所で実施可能なのか。

事務局：

市役所としては、この内容で進めて行きたいと考えている。

委 員：

市では経験がない代執行が実行可能なのか。

事務局：

法令に則り、確認を行いながら慎重に進めていきたいと考えている。

委 員：

市内では、すぐに対処しなければならない空家はどの程度あるのか。

事務局：

直ちに対処が必要なものは数件と考えている。また、特定空家候補の中で草木が繁茂している状態のものを除いた家屋等の状態によるものは100件程度と思われる。

委 員：

p32の体制図について、市の相談窓口が前回の案では1本化して生活環境課であったが、今回の提案では並列の様に受け取れるが、いかがか。

事務局：

空家等についての最初の相談窓口は生活環境課が行うこととなり、相談会との記述も含め、誤解を招かない様に、記述を修正したい。

会 長：

p29 の協議会の役割の記述の中で、「早急な対応をせざるを得ない場合」とあるが、「早急な対応が必要な場合」の方が適切だと考える。

事務局：

ご指摘の内容で、修正したい。

会 長：

今まで出たご意見について修正することで、「案」としてよろしいか。

全委員：

異議なし。

#### 4 その他

事務局：

計画策定前ではあるが、「特定空家等」に認定して代執行を見据えて進めたいと考えている空家が1件ある。委員のご意見を伺いたい。

委 員：

土地は誰のものか。

事務局：

「官有地」となっており、詳細は現時点では不明である。

委 員：

建物の所有者は、土地所有者とは違うのではないのか。

委 員：

サッシがあり、比較的近年利用された跡が見受けられる。

事務局：

居酒屋として利用していた経緯があるが、所有者は現時点では不明である。

委 員：

略式代執行のためには、市として「過失なく所有者が判明しない」ことが要求される。調査経緯を書類に残すことが必要である。

委 員：

こういう例は、消防法ではどの様に扱われるのか。

委 員：

苦情があれば、文書にて所有者に改善を求めることが通例である。

委 員：

この案件は、長年問題になっているものであり、市がそこまで考えているのであれば、反対はしない。

事務局：

それでは，特定空家等に認定することで問題ないとのご見解と承りました。ありがとうございます。

委員：

この物件は，市の中心部でもあり，お祭りに来る市外の人からも苦言が寄せられたことがある。撤去までに時間を要するのであれば，幌を被せる措置なども検討してもらいたい。

事務局：

先程，特定空家等に認定することに問題ないとのご見解を承りましたので，今のご意見については，スケジュールと合わせて考えたい。

以上

#### 4. 閉 会